

# (株)日本証券クリアリング機構における清算受託契約の解約に係る予告期間の短縮に伴う「取引参加者規程」の一部改正について

平成 20 年 12 月 24 日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

(株)日本証券クリアリング機構において、他社清算参加者からの申し出による清算受託契約の解約について、一定の条件を予め定めている場合で当該条件に合致したときは、解約申し出の翌日以降にこれを解約することができることとする特例解約の制度を設けることに伴い、「取引参加者規程」について、所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) 非清算参加者は、他社清算参加者より特例解約の申し出を受けた場合には、特例解約の前日までに当取引所に報告することとする。</p>  | <p>・取引参加者規程<br/>第 28 条の 6<br/>第 5 号</p> |
| <p>(2) 非清算参加者は、清算受託契約が特例解約された場合においても、清算受託契約に予め定める期間に限り、当取引所の承認を受けて、他社清算参加者に対し、信用取引の反対売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行えることとする。</p> | <p>・取引参加者規程<br/>第 39 条の 5</p>           |

## 3. 施行日

平成20年12月26日から施行する。

以 上